

# 著作権とクリエイティブ・コモンズについての補足資料

のがたじゅん(ひょうごんテック世話人) <[nogajun@gmail.com](mailto:nogajun@gmail.com)>

## はじめに

これを読んでいる方は、「著作権についてバッチリだぜ」という方が多いのでしょうか? それとも「とっても不安!」という方が多いのでしょうか? どちらの方も「これだけは押さえておいて欲しい」ことを短く、しかも内容濃くまとめてみたのでおさらいしてみましょう。

## 著作権(法)とは(日本国内の場合)

- 著作権とは「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものを思想又は感情を創作的に表現した物(著作物)」に対し、創作した人(著作者)が独占かつ排他的に利用できる権利。著作権法はそれらの権利について定めた法律です。
- 著作権は創作した時点で自動的に発生します。
- 著作権は著作者の死後 50 年まで存続します。
- 著作権は大まかに財産としての権利(無形財産権/譲渡可)と、著作者の人格としての著作物に対し、どう扱われるのかという権利の(著作者人格権/譲渡不可)に二つに分かれます。

著作権というと知的財産権(商標権、特許権、意匠権、肖像権など)を語るとき、真っ先に出るので混同している人がいるかもしれませんが、著作権で保護されるのは思想または感情により創作的に表したもの(代表的なものは絵や文章、音楽、写真、映画、コンピュータプログラムなど)のみ保護されます。

その次に押さえておいてほしいのが、著作権は創作した時点で自動的に発生します。特許のようにどこかに登録をしなくても著作権は発生します。

## 著作物を使用するときの考え方

著作物を使用するとき、いくつか例外はありますが、基本的に著作者に了解なく他人が著作物を使うことはできません。利用するためには、著作権を持った人から利用のための許可「許諾」を得ることにより利用することができます。また「許諾」を与えること、または許諾を与えるための書面のことを「ライセンス」といいます。

## 著作権者の了解なく著作物が使える場合

例外は著作権法の第二章第三節第五款「著作権の制限」(第 30 条～第 50 条)に書いてあるので、気になる方は一度目を通してください。(リンク集「著作権」参照)代表的な例外をあげておきます。

- 私的使用のための複製(第 30 条)
- 引用(第 32 条)
- 視覚障害者の拡大図書など作成のための複製(第 33 条第 2 項)
- 教育機関でのコピー(第 35 条)
- 点字による複製(第 37 条)

よくあるケースで「お金を取らない DVD 上映会は第 38 条の『営利を目的としない上演』だから市販の DVD を使って開いても大丈夫」と解釈している人がいますが、一般に販売されている DVD は個人が家庭内での視聴するために販売されているものなので上映用途には使うことはできません。

## 著作権の侵害について

著作権の侵害とは、著作権者の許可なく、または許可の範囲を越えて使用し、財産権や著作者人格権を侵害している状態のこと。

著作権を侵害された場合、損害賠償や差止請求などの民事請求できるほか、侵害行為を過失ではなく、故意に行った場合には刑事罰として10年以下の懲役または、1000万円以下の罰金(懲役と罰金が同時の場合もある)。法人が故意に侵害を行った場合には、行った人以外に法人にも3億円以下の罰金が処せられます。刑事罰については親告罪です。

## 「無償」のフリーではなく「自由」のフリー

ここまで書いた著作権の基礎知識を読んで、とても息苦しく感じたと思います。筆者自身も書いていてとても苦しいです。

世界には筆者やこれを読んでいる人と同じように、20年以上も前、コンピュータの世界で著作権について息苦しく感じた人がいました。GNUプロジェクトの創始者でフリーソフトウェア財団のリチャード・ストールマンです。

ストールマンは自分が書いたソフトウェアが自由に使えないという状況に苦しめられたところから、著作権の仕組みを逆手に取り、著作権を保持しながらその力をソフトウェアをソースコードとともに自由に利用、改変、コピーするために使う「コピーレフト(Copyleft)」という考え方を提唱し、GPL(GNU Public Licence)というライセンスを作成しました。この考えは、当初、絵空事のように思われましたが、Linuxの登場とオープンソースムーブメントを追い風に成功したのはご存知の事でしょう。

この考え方に影響を受けた人物がいます。その人の名はローレンス・レッシング。スタンフォード大学の教授で憲法学とサイバー法の専門家です。レッシングは、コンピュータとインターネットの広がりに対して、硬直化していく著作権保護やソフトウェア特許について危機感を感じていました。

そこで、コンテンツの自由な流通促進と再利用のため、知的所有権やサイバー法の専門家たちと「クリエイティブ・コモンズ(Creative Commons)」という非営利団体を設立し、普通の人にもわかりやすく法律的にも矛盾がない、インターネット検索エンジンやソフトウェアからでも読むことができる(機械可読可能な)コンテンツ向けのライセンス「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(Creative Commons License)」を作成しました。

## コンテンツを流通させる時に使うライセンスの選択

インターネット上でコンテンツを公開するとき、ライセンスをつけて公開すると、使用条件がすぐにわかり利用する人がとても使いやすくなります。ですが気をつけてライセンスをつけないと使いにくくなり、発表したものの誰も見向きされないものになってしまいます。

コンテンツ向けライセンスには、後ほどで紹介するクリエイティブ・コモンズ・ライセンス以外にもウィキペディアで使われているGFDL(GNU Free Documentation License)やFree Art Licenseなどいくつかありますが、ある程度自分でコントロールしつつ自由に流通させる事を考えているならクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使うことをおすすめします。

また、広く使ってもらうために自分の権利を行使しないパブリック・ドメイン(Public Domain)にしたり、良くない選択ですがAll Right Reservedのままにしておくという事もできます。(インターネット上に公開すると完全にコントロールすることは不可能なので、この選択を選ぶのであれば公開しないほうがいいでしょう。)

他にはコンテンツを発表する際に独自のライセンスをつける人がいますが、法律の専門家でない人が法律的に矛盾がないライセンスを作ることは難しく、利用する人にとっても、使うためにすべてライセンスを読む手間や整合性を取る手間が増えるので、おすすめしません。

## クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使う

それではクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの使い方を説明します。文章の中で「CC」という言葉が出てきますが、クリエイティブ・コモンズという言葉は長いので、頭文字を取ってCCという表記しています。

### クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの特徴

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは「表示」と「継承」「改変禁止」「非営利」の3つの条件を組み合わせてライセンスを選択します。

- **表示** - 氏名を適切な形で表示してください(必須)
- **継承** - この作品を利用して作った作品には同じライセンスを適用してください(選択)
- **改変禁止** - この作品は改変しないでください(選択)
- **営利** - この作品を営利目的に使わないでください(選択)

組み合わせは以下の6種類です。

- **表示**
- **表示 - 継承**
- **表示 - 改変禁止**
- **表示 - 非営利**
- **表示 - 非営利 - 継承**
- **表示 - 非営利 - 改変禁止**



### クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの作品を探す

クリエイティブ・コモンズのサイトにCCライセンスを使ってホスティングしているサイトの一覧があるので、そこから探します。クリエイティブ・コモンズ検索からはCCライセンスのコンテンツを検索することができます。

- クリエイティブ・コモンズ 検索: <http://search.creativecommons.org/>
- Content Directories - CC Wiki: [http://wiki.creativecommons.org/Content\\_Directories](http://wiki.creativecommons.org/Content_Directories)

### クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを自分の作品に適用する

自分の作品にクリエイティブ・コモンズ・ライセンスをつけるには、適切なライセンスを選択する必要があります。選択に慣れていない場合は、クリエイティブ・コモンズのサイトにあるライセンスチューザーを使って選択するとよいでしょう。

使い方は簡単で質問の答えを埋めると適切なライセンスを生成してくれます。あとは自分の作品のクレジット表示とともに生成されたCCライセンスを掲載し発表します。

- クリエイティブ・コモンズ・ジャパン - apply: <http://www.creativecommons.jp/apply/>
- Choose a License: <http://creativecommons.org/license/>

## 自分の作品にクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの作品を取り込んで利用する

自分が作る作品に CC ライセンスの作品を取り込んで使う場合を考えます。

まず、使いたい作品にどんなタグが表示されているのか確認します。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの作品には「表示」は必須なので、適切な場所に利用する作品の著作権者名を表示しなければいけません。

「継承」がついている場合、自分の作品も利用する作品と同じライセンスを適用しなければいけないので、自分が適用しようとするライセンスや組み合わせる他の作品のライセンスと矛盾しないか確認しましょう。

「非営利」「改変禁止」の二つについてはそのまま、営利目的の作品での使用禁止と変更して使うことを禁止しています。これらはクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにしたがって利用する限りは、どうすることもできませんが、著作権者と直接交渉し別のライセンスでライセンスし直してもらえば利用することが可能です。どうしてもこの二つのことを行いたい場合は、使いたい作品の著作権者に相談しましょう。

## 制限の強い/弱いライセンスを選択するメリット/デメリット

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは条件の選択により、制限を強くも弱くもできます。制限を強く/弱くした場合、どういったメリット/デメリットがあるのでしょうか。

制限を強くした場合、自分の権利は保護されますが、制限により作品が利用される機会が失われます。結果、人の目に触れないままになるということが考えられます。逆に制限を弱くすれば、作品は利用されやすくなるので機会は増えますが、自分以外の人も作品を売ったり改変することができるので、これを損失ととらえる人もいます。

この例は CC 適用の一つの面をとらえただけで、web 上で CC「非営利」ライセンスの音楽でホスティングしている [magnatune](http://www.magnatune.com/)<sup>1</sup> や [jamendo](http://www.jamendo.com/)<sup>2</sup> では、商用利用をしたい人のためにライセンスを販売していたり、制限をゆるやかにして、できるだけ自分の作品を世界に広めたいなど、さまざまな考えがあるので、自分の考えと公開する著作物の利用方法とのバランスを取りながらライセンスを検討する必要があります。

筆者が考える強い/弱いライセンスを使う基準は、公的な文書などは再配布のみ許可したいが、改変、営利目的で使われると都合が悪い場合が多いので制限の強いライセンスを使う。絵や音楽など誰かに再利用される可能性のあるコンテンツを発表する場合は、「表示」「表示-継承」などの制限の弱いライセンスを使うとよいと考えます。

## クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの問題点

CC を使えばいいことがたくさんあるように書きましたが、CC にも問題はあります。CC を用いる際によく上がる問題として、「非営利」「改変禁止」の判断基準が定義されておらず、どの程度まで大丈夫なのか利用者に判断できないことです。

たとえばラジオ番組で「改変禁止」の音楽を使うことを考えましょう。ラジオ番組ではよくあることですが、時間の都合でワンコーラスだけ放送して残りはカットしてしまうことがあります。これは「改変」にあたるのでしょうか？

あるアーティストは「サンプリング素材には使わないで欲しい」という意味で「改変禁止」をつけたのかもしれませんが。しかし別のアーティストは「自分の作品は完成品なので手が加わって欲しくない」と思い「改変禁止」をつけたのかもしれませんが。

このように解釈が分かれるものを使おうとした場合、解決方法としては著作権者に連絡し別途ライセンスしてもらうことが正しい方法だと思いますが、時間など制約がある場合に安全な方向での利用を考えると「使わない」という消極的な方法を取らなければいけない事が出てきます。

もう一つの問題は、CC でライセンスされたものが本当にその人のオリジナル作品である証明をする手段がありません。この不安を解消する試みとして、事前に著作物を登録して、オリジナルの証明をする **Registered Commons** と **Safe Creative** という Web サイトが立ち上がっています。

- Registered Commons: <http://www.registeredcommons.org/>
- Safe Creative: Intellectual Property Registry: <https://www.safecreative.org/>

1 Magnatune: <http://www.magnatune.com/>

2 Jamendo: <http://www.jamendo.com/>

## 用語集

### パブリック・ドメイン(Public Domain)

直訳すると「公有」(みんなが使える状態に置かれているもの) 無体物に対して知的財産権を主張しない/できない状態の事をいい、著作権については著作物の権利が切れた状態の事を指します。日本では著作権を放棄できませんが「権利を行使しない」ことを宣言すればパブリックドメインに近い状態に置くことができます。

### フェアユース(Fair use)

直訳すると「公正使用」アメリカでは認められている著作権者の許諾なしに著作物を利用、または使える範囲のことです。フェアユースで利用できる範囲は「フェアユースの法理」4要素により判断されます。日本でもフェアユースが認められると、利用者の負担が大幅に軽減されるので、流通促進の面から導入が検討されています。

### コピーレフト(Copyleft)

リチャード・ストールマンが提唱し、フリーソフトウェア財団(FSF)の基本理念である著作権の概念。著作権を利用し、著作物が独占されず、すべての人が自由に利用、改変、再配布できるような状態を要求するための方法。

### GPL(GNU Public License)

コピーレフトの考えを取り入れ作られたソフトウェア向けライセンス。特徴は自由な利用、改変、再配布が可能なことに加え、独占させないために改変や再配布を妨げてはいけぬ。ソースコードが入手可能な状態での再配布。二次派生物にも同じライセンスを適用しないとイケない。などがあります。

### フリーソフトウェア(Free Software)

GPLを適用した自由なソフトウェアのこと。無償のソフトウェア(いわゆるフリーウェア)ではありません。

### オープンソース(Open source)

ビジネスにフリーソフトウェアを利用しようとしたときに、フリーウェア(無償のソフトウェア)と混同される恐れがあると考えたため作り出された造語。Open Source Initiative (OSI)が定めるオープンソースの10の定義を満たさなければオープンソースとは認められません。

### FLOSS(Free/Libre and Open Source Software)

フリーソフトウェアとオープンソースソフトウェアは表しているものはほぼ同じですが、厳密には違うため両者をまとめて表すために作られた言葉。Freeが自由の意味であることを強調するため、FreeとOpenSourceの間にフランス語やスペイン語で自由を意味するLibreが入るようになりました。

### BSDライセンス

GPLと並ぶ代表的なソフトウェアのライセンス。GPLと違い制限が緩く、「無保証」であることと著作権者表示をすれば自由に利用、改変、再配布することが可能なので、こちらを好む人も多い。

### GFDL(GNU Free Documentation License)

GPLがソフトウェア向けに作られたライセンスということもあり、他のメディアには利用しにくかったため作られたコンテンツ向けライセンス。目立ったところではウィキペディアに採用されています。

GFDLでライセンスされたコンテンツはGPL同様同じライセンスの元、自由に利用、複製、改変、再配布ができますが、物理的な複製物を100部以上配布する場合、同時に同じものをダウンロードできるようにしなければいけません。改変する場合、著作者の名誉を守るため原作者の名前を列挙し、すべての著作権表示を残さなければいけませんなど、メディアの特性と反する制約があるので、あまり使われていません。GFDL 1.3から限定的ながらCCライセンス「表示-継承」(CC BY-SA)と互換があります。

## 団体が新聞記事を複製、閲覧する場合についての注意

個人が新聞記事を複製、閲覧することは「私的利用の複製」の範囲内なので問題はありませんが、NPOも含め団体が同じように記事を複製し閲覧することは「私的利用の複製」の範囲を越えるため著作権者である新聞社に問い合わせる必要があります。

- 新聞著作権協議会 新聞の複写と著作権・FAQ: <http://www.ccnj.jp/faq.html>
- 朝日新聞社：記事や写真を転載・利用する場合のご案内: <http://www.asahi.com/chizai/>
- 著作権について：サイトポリシー：YOMIURI ONLINE（読売新聞）: <http://www.yomiuri.co.jp/policy/copyright/#kiji>
- 毎日新聞社「著作権」について: <http://www.mainichi.co.jp/toiawase/tyosakuken/index.html>
- よくある質問 - MSN産経ニュース Q7：MSN産経ニュースの記事や写真を、自分のサイトやブログなどで使用できますか。: <http://sankei.jp.msn.com/faq/faq.htm#Anchor-07>
- 神戸新聞社 新聞、ホームページの記事を別媒体で利用したいとき: <http://club.kobe-np.co.jp/mint/inquiry/inqlist.html#q11>

## リンク

### 著作権について

- 文化庁 著作権: <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>
- 社団法人 著作権情報センター: <http://www.cric.or.jp/>
- 社団法人日本音楽著作権協会 JASRAC: <http://www.jasrac.or.jp/>
- 著作権 - Wikipedia: <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9>
- ネコにもわかる知的財産権 - 知的財産権・著作権ってなに?: <http://www.iprchitekizaisan.com/>

### 自由なライセンスについて

- クリエイティブ・コモンズ・ジャパン: <http://www.creativecommons.jp/>
- クリエイティブ・コモンズとは - はてなキーワード: <http://d.hatena.ne.jp/keyword/%a5%af%a5%ea%a5%a8%a5%a4%a5%c6%a5%a3%a5%d6%a1%a6%a5%b3%a5%e2%a5%f3%a5%ba>
- GNU オペレーティング・システム: <http://www.gnu.org/home.ja.html>
- オープンソースの定義(日本語): <http://www.opensource.jp/osd/osd-japanese.html>

## 自由なライセンスのコンテンツがあるサイト

### リンク集

**Content Directories - CC Wiki: [http://wiki.creativecommons.org/Content\\_Directories](http://wiki.creativecommons.org/Content_Directories)**

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスでホスティングしているサイトのリンク集。

**Wikimedia Commons: <http://commons.wikimedia.org/wiki/>**

**<http://commons.wikimedia.org/wiki/%E3%83%A1%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%82%B8>**

自由なライセンスの元に見えるメディアを集めています。

## 画像

**Flickr Creative Commons:** <http://www.flickr.com/creativecommons/>

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの写真を配布しています。

**Flickr The Commons:** <http://www.flickr.com/commons/>

パブリック・ドメインの歴史的な写真を公開しています。「kobe」で検索すると明治時代の摩耶山や布引の滝の写真があります。

**ImageBase :** <http://imagebase.davidniblack.com/>

パブリック・ドメイン/クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC BY)の画像を配布。

**Photos8:** <http://www.photos8.com/>

パブリック・ドメインの画像を配布。

**PUBLIC-DOMAIN-PHOTOS.com:** <http://public-domain-photos.com/>

パブリック・ドメインの画像を配布。

**Vecteezy!:** <http://www.vecteezy.com/>

ベクター画像ファイルを配布しています。GPL/CC ライセンスで検索可能。

**Open Source Vector Files:** <http://www.vectorart.org/>

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC BY)のベクター画像を配布しています。

**Qvectors Free Vector Graphics:** <http://qvectors.com/?s=creative+commons>

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのベクター画像を配布。

## 音楽・音声

**Jamendo:** <http://www.jamendo.com/>

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの音楽を配布しています。楽曲のクオリティが高くアルバム単位での配布なのでおすすめです。

**CC Hits:** <http://cchits.ning.com/>

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの音楽を配布しています。楽曲単位なので使いづらい?

**opsound: free love, free music:** <http://www.opsound.org/>

CC BY-SA の音楽を配布しています。

**Sound samples – OLPC:** [http://wiki.laptop.org/go/Sound\\_samples](http://wiki.laptop.org/go/Sound_samples)

バークリー音楽院、M-Audio、DegidesignなどがOLPC(One Laptop Per Child)プロジェクトのために寄贈したさまざまな楽器のサンプリング音源。CC-BY です。

**freesound project:** <http://www.freesound.org/>

クリエイティブ・コモンズ Sampling Plus ライセンスでサンプリング素材を配布しています。

## 映像

**Internet Archive: Feature Films:** [http://www.archive.org/details/feature\\_films](http://www.archive.org/details/feature_films)

**Public Domain Movie Torrents:** <http://www.publicdomaintorrents.com/>

パブリック・ドメインの映画を配布。ガメラなどPDになってたりして若干怪しいので注意してください。